

国民年金保険料の免除 希望する人は忘れずに

●詳しくは
市民課国保年金係(☎・内線1071)

■7月から免除申請を受け付けます

国民年金には、経済的な理由などで保険料(平成27年度は月額15,590円)の納付が困難な人のため、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

この制度を利用すると、保険料が免除されたり、後で納められる期間が長くなったりします。

現在、27年度分(27年7月から28年6月まで)の申請を受け付けています。

申請に必要なものは、次のとおりです。

▶印鑑▶年金手帳▶退職(失業)した人は雇用保険受給資格証明書や雇用保険被保険者離職票の写し

■学生納付特例は随時受け付け

学生納付特例(学生で本人の前年所得が一定以

下の場合、納付が猶予されます)は、随時、受け付けています。申請には、在学証明書または学生証の写しと印鑑が必要となります。

詳しくは、市民課国保年金係または盛岡年金事務所(☎019-623-6211)まで。

■年金情報流出について

6月1日に日本年金機構が発表した年金情報流出の件について、同機構から被保険者の皆さんに対して、直接電話したり電子メールを送ったりすることはありません。

日本年金機構をかたる電話などがあった際は、ご注意ください。この件に関する問い合わせは、フリーダイヤル(☎0120-818211)まで。

後期高齢者医療制度の 被保険者証を送ります

●詳しくは
市民課国保年金係(☎・内線1071)

■新しい被保険者証を送ります

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証は、平成27年7月31日まで有効です。そのため、新しい被保険者証を7月下旬にお送りしますので、有効期限をご確認の上、8月1日からは新しい被保険者証をお使いください。

8月になっても被保険者証が届かない場合は、お手数ですが、市役所市民課国保年金係まで、ご連絡ください。

■減額認定証も更新します

有効期限が平成27年7月31日の減額認定証(※)を持っている人で、世帯全員の所得状況が確認

き、8月以降も交付対象となる人(世帯全員が住民税非課税の世帯に属する人)には、7月下旬に市から新しい減額認定証を送付します。

なお、これから減額認定証の交付を希望される人は、市役所市民課または西根・安代両総合支所地域振興課で申請ください。

■保険料のお知らせは7月中旬です

保険料は、被保険者ごとに決まり、個人で納めていただくものです。27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬にお送りします。

保険料の詳しい計算内容は、届いた決定通知書をご確認ください。

※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)とは？

住民税非課税世帯に属する被保険者が、交付を受けられます。

入院や高額な外来にかかる時に、この減額認定証を医療機関に提示すると、病院・薬局ごとの窓口負担が自己負担限度額(右表参照)までの支払いとなります。また、高額療養費を申請することで、限度額を超えた差額分が、自動的に指定口座へ振り込まれます。

自己負担限度額表(月額)

所得区分	自己負担限度額表(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

28年度採用予定市職員 職種を追加して募集中

●詳しくは
総務課(☎・内線1231)

市は、平成28年度採用予定の市職員採用試験を次のとおり行います。 ※広報はちまんだい6月4日号でお知らせした内容に、初級建築の職種を追加して募集します。

■試験日と会場 ▶第1次試験=9月20日(日)、岩手大学教育学部棟

■申し込み方法 受験申込書に必要事項を記入の上、申し込みください。

■申込期間 8月11日(火)まで ※郵送の場合も8月11日必着です。ご注意ください。

■受験案内など 「受験案内」や「受験申込書用紙」は、市役所総務課、西根・安代両総合支所地域振興課に備え付けてあります(市ホームページにも掲載しています)。

「受験案内」や「受験申込書用紙」の郵送を希望する場合は、封筒に「職員採用試験案内請求」と朱書きし、92円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、市役所総務課(〒028-7397、八幡平市野駄21-170)宛てに、お早めにお送りください。

■職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
初級事務	若干名	高校卒業以上(平成28年3月末までに卒業見込みを含む)で、平成元年4月2日(大学院卒業または卒業見込みの人は、昭和60年4月2日)以降に生まれた人
初級土木	1人	
初級建築	1人	
初級事務(身体障がい者対象)	若干名	高校卒業以上(平成28年3月末までに卒業見込みを含む)で、昭和56年4月2日以降に生まれた人で、次の全ての要件を満たす人 ・自力による通勤ができ、介護者なしに一般事務の職務遂行が可能 ・身体障害者手帳の交付を受けている ・活字印刷文による教養試験や、口頭面接試験に対応できる
看護師	若干名	看護師免許(平成28年3月末までに取得見込みを含む)を有し、昭和60年4月2日以降に生まれた人
保健師	1人	保健師免許(平成28年3月末までに取得見込みを含む)を有し、昭和60年4月2日以降に生まれた人

国保税の納税通知書を 7月中旬に発送します

●詳しくは
税務課市民税係(☎・内線1126)

▶国民健康保険税とは 国民健康保険(国保)は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国保は、加入者一人一人が被保険者ですが、国保税は世帯ごとに算定します(右下の表参照)。納税通知書は、国保に加入している人の世帯の世帯主宛てに7月中旬に送付します。

▶資格に異動があるとき 国保税は、国保資格の異動届け出に基づいて計算されますので、社会保険など他の健康保険に加入した時などには、14日以内に届け出が必要です。市民課の窓口で忘れずに届け出をしてください。

▶申告がお済みでない人へ 国保税は、前年の所得を基に計算するため、確定申告などが済んでいないと、正しい算定ができない場合や、軽減が受けられない場合があります。収入の有無に関わらず、世帯主と加入者全員の申告が必要です。

▶納付が困難な人はご相談を 災害や疾病、失業

など、やむを得ない事情がある場合は、分割納付や減免などの相談に応じています。お早めにご相談ください。

▶問い合わせ先 国保の資格については市民課国保年金係(内線1070~1074)、国保税については税務課市民税係(内線1126)、納付のご相談は税務課収納整理係(内線1128~1129)まで。

表 国民健康保険税の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分 40~64歳
	加入者全員		
所得割(前年の所得に応じて計算)	7.00%	2.30%	1.80%
資産割(固定資産税に応じて計算)	26.00%	5.00%	7.00%
均等割(加入者1人当たりの額)	20,000円	7,000円	7,700円
平等割(1世帯当たりの額)	26,000円	6,500円	7,000円
課税限度額	52万円	17万円	16万円